

～令和7年度最低賃金の改定～

Q 今年の秋も最低賃金の改定がありますか？

A 令和7年10月に全国最低賃金の改定が行われました。

最低賃金制度とは、使用者が労働者に支払うべき賃金の最低額を定めた制度です。雇用形態に関係なく、すべての労働者に適用され、試用期間中も例外ではありません。

今年度は、全国平均で63円引き上げられ、東京都は1226円(時間額)となり、引き上げは5年連続、現制度では過去最大の上げ幅となりました。多くの労働者に生活向上をもたらす一方で、企業にとっては大きな負担となる可能性があります。

特にアルバイトやパートタイム労働者が多い飲食業界では、原材料高騰に加え、人件費の上昇が経営コストに直接反映します。

最低賃金には都道府県ごとに定められた地域別最低賃金と産業別に定められた特定最低賃金の2種類があります。

特定最低賃金は地域別最低賃金よりも高い水準で定められており、両方同時に適用される場合は、金額の高い方が最低賃金となります。

対象賃金は通常の労働時間・労働日に対応する賃金で、以下の

①残業代、②賞与、③通勤手当、④精皆勤手当、⑤家族手当は除きます。

最低賃金は時間額で定められ、月給制、日給制、時間給制など、すべての給与形態において時間額が適用されます。

日給制の場合、日額を1日平均所定労働時間で割り、月給制の場合は、1ヶ月の平均所定労働時間で割り、1時間単位に直して比較します。仮に最低賃金以下で雇用契約を結んでも、契約は無効となり差額を支払わなければなりません。特に月給制の場合、所定労働時間で割った金額が最低賃金を下回っていることがあります。賃金の見直しが必要となりますので、ぜひ確認しましょう。

『東京都最低賃金の改正は、トピックスにも掲載しております』

ちゃんとチェック!

最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに☑

東京都 最低賃金

令和7年
10月3日^{から}
時間額

1,226^円 前年比 **UP**
63円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
東京労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



東京労働局 検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた支援策
等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ 検索

中小企業事業者
の皆さんへ



業務改善
助成金

最大800万円も助成





働く人も、雇う人も。 必ず確認、最低賃金！

「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。確認したい賃金（※1）と勤務地の都道府県の最低賃金額（時間額）を比較表に記入して、比較してみましょう！（※2）

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※2）

A 時間給の方

時間給 円 $\geq$ 最低賃金額（時間額） 円

B 日給の方

日給 円 $\div$ 1日の平均所定労働時間 時間 = 時間額 円 $\geq$ 最低賃金額（時間額） 円

C 月給の方

月給 円 $\div$ 1か月の平均所定労働時間 時間 = 時間額 円 $\geq$ 最低賃金額（時間額） 円

D 上記 A、B、C が 組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が月給の場合

- ① 基本給（日給）→ B の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外労働賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日労働賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥有給手当、退職手当および家族手当

（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善 助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん！

賃金引上げを支援する

「業務改善助成金」を活用しましょう！



業務改善助成金とは？ 「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

詳しくは、こちら

☎0120-366-440

業務改善助成金 検索



支給の要件



事業場内最低賃金の
引上げ



引上げ後の
賃金額の支払い



生産性向上に資する
機器・設備などを導入



解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成



助成金 支給までの 流れ

1 交付申請書・
事業実施計画などを、
事業場がある都道府県
労働局に提出

2 交付決定後、
提出した
計画に沿って
事業実施

3 実施結果
報告書・
文書申請書を
労働局に提出

4 支給



専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革
推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら [働き方改革推進支援センター](#) 検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む事業者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら [働き方改革推進支援資金](#) 検索

リサイクル推進性
この取組は、環境に配慮
した取り組みです。
(R7.9)